

てありしなり、然れば南方の暖風類りに飛彈、越中の間を襲ひ或は雨を降らし或は雪を融かして神通川以東に斯くも恐るべき水害を惹起すに至れるけり、亦昭々として理解するに難からざ

斯くの如く南海暴風一たび東山道に入るときは越中の諸河川必を洪水を蒙るべきの地位に在るのみならず、或は暴風來らざるも南方の炎風は猶以て越中の陸面に一時不測の湖海狀を現出する魔力を有せり、南方暴風の恐るべきに更に論を待たず、尋常、強暴ならざるものと雖も凡そ夏日の炎風、以て越中乃山土を蠱毒すること誠に猛劇あるを見るあり

吾輩以爲らく越中の爲め計りて治水策を講せんとするときは玆に越中山林乃保護監督を嚴重にするの外、更に進んで飛彈西部の地方に炎風豫防を目的とするの保存林を確定し、猶ほ益々進んで大和紀伊の間に暴風豫防を目的とするの大保存林を確定せざるべからず、若し幸にして飛彈の西部に森々たる保存林を作るに至らん乎、獨り越中地方が此に依りて水害の幾分を免かるゝのみならず岐阜、愛知、三重の三縣地方も亦此に依りて水害の幾分を免かるゝに足るべし、若し又幸にして大和十津川郷の近隣地方をして能く杉林、檜林に富むこと往昔の如くさらしめん乎、即ち十津川の洪水若くは紀州の洪水をして一昨年の如くに慘状を現えさしめざりしのみならず、大阪、京都、滋賀、岐阜及び北陸地方の水害を蒙ることも亦庶幾くば近年の如くに類々たらざるを得へきならん、然り、森林を保護するは今日の急務あり、而して玆に越中地方の水を治めんが爲めには獨り越中地方の森林を保護するの必要あるのみあらず、又遠く飛彈西部と大和、紀伊の森林をも保護するの必要あり、故に吾輩は越中人士に向て森林監督法の設定と共に更に

治水論 第二編 菅林

(五十五)

治水論 第二編 森林

(五十六)

一事の注意を求めるとするものあり、即ち左の如し

縣知事の上申を以て、若くば縣民の請願建白を以て完全なる森林制度の確立を農商務大臣に及び帝國議會に懇請し、政府にして能く完全なる畫一の森林法を確立するの勇氣あらば則ち佳し、政府若し猶ほ姑息の森林法を制定するに過ぎざらん乎、則ち富山縣の他府縣に率先して完美なる森林監督の組織を創設し乃ち農商務大臣に稟請して該組織の公認を求むると同時に例へば岐阜、奈良、和歌山等の數縣に照會して相共に防風林を保護するの政策を斷行せしむべし

吾輩既に反覆詳論せるが如く越中に水害多たは主として山林の保護其法を得ざりしに因りて然るより、而して降雨其節を得ずして河流の氾濫涸渴亦時を期せざるは是れ近く水源地方の森林其生氣を失へるに依るべく若し夫れ融雪及び山崩の患は南方、炎風若くは狂風を遮ざる乃防風林少だに依るべし、故に越中に於て縣下各郡の森林を保護するの外、更に他縣に勧めて飛彈西部の森林と大和、紀伊の森林とを保護するの道を求むるは是れ越中諸河川の爲め霖雨、融雪、山崩の三害を少くする所以の道なりと知るべし、吁嗟森林は民命民財の繫る所、苟も治水の術に志あるもの銳意以て森林保護策の確立を期するの一事に怠りあるべからざるなり

第三編 河身改修

第一章

森林保護策は洪水の原因を防制若くは減少する所以の唯一策なり、故に治水の権に志あるもの先づ森林保護法を講ずべきの理は吾輩、前編に於て詳論細説したり、然るに禿々たる空山にて森林東を施行せんとする時は素より効を數年の短時期内に收め得へからず、少くとも百年の長計として大成を數代の後に期せざるへからず、否な、越中比禿山、若し皆肥沃の良土にして稚樹、植るに從ふて忽ち能く生長するをのみあらんには則ち二十年、三十年の間に森鬱たる樹林を十八万餘町歩の山面に延蔓せしむるの道を祀にあらざるべしと雖を若し夫れ山土羸瘠確々苗木乃能く根附くも徒首中幾分に過ぎざるひ部面に在りてや或は幾たひか苗木を植てや幾たびか苗木を枯らし、幾たひか肥料を施しては幾たひか肥料を損耗し、能く出費と煩勞とを顧みずして勤めて根氣強く造林乃術を講せざる限りは亦遂に營林の目的を達し得へからざるか如きものなきにもあらざるへし、然れば森林の事は治水の永遠策として唯其利益を子孫後代の餘澤に歸し茲に目下の急治策としては彼の隨時暴漲する所の洪水に應じ即ち諸河川の出水を始末するの治水策をも講せざるへからず、何ぞそれは山土の形狀今日の如く森林の有様今日の如く、氣候の影響今日の如く、河川の性質今日の如く、而して狂風炎風の害力に感すること今日の如く、霖雨の多きこと今日の如く、融雪の恐れ、山崩の恐れあること今日の如くあるに際して越中地方が毎年洪水を蒙るは寧ろ免かる能はざる所あるへげれどあり

然らば則ち目下の急治策として越中地方の爲め森林策以外は治水術を盡せんとするときは茲に吾人か最も先づ注目すべきもの果して何ぞ、顧ふに彼の堤防を堅牢に以て河水の横溢を防かんとするハ素より治水の一策たらん、然れども所謂堤防あるもの其の能く水を防ぐに足るへき

治水論 第三編 河身改修

(五十七)

治水論 第三編 河身改修

(五十八)

や否やは徒らに河川の性質如何に關せり、苟も河川の性質を知らずして漫りに堤防を築くか如き偶々以て巨万の堤防費を徒消し空消し去る徒愚舉たるを免れざるへし、吾輩以爲らく堤防の河身に於ける恰も甲冑の人身に於けるか如く又恰も軍艦に海軍に於けるか如し、洪水の猛力敢て堤防の堅牢に勝らざる乃間は堅堤以て水害を防禦するに足らんと雖も若し不幸にして堤防該力、以て洪水乃勢に當るに足らざるときは則ち堅堤遂に堅堤たるの用を全ふするに足らざるへし、之を譬ふるに昔時槍刀弓矢を以て攻戦の最銃利器と見做したるに際してや彼乃鉄を装ひ石を街ひ人をして窮屈乃思に堪へざらしめたる所の甲冑あるをも猶以て防禦の用を全ふするに足れりと雖も一旦火薬の發明せられ銃砲の創造せらるゝに及んでや重刊甲冑を以て辛く身を守らんよりも却て眞逆の時には銃を樂て劍を曳て遁け走るの考こそ凡そ生命を惜むものゝ最上分別と見做さるゝに至りたり、重鎧の如紀も亦然り、曾て水雷術の大に發達せざりしに先ちてや勤めて甲鉄を厚せし即ち厚鉄板を以て艦身を防かんとするに汲々たりしも近年水雷術大に開け且つ砲術大に進みたる爲め軍艦の主効は蓋し「能く砲丸を支ふる」の一事よりも寧ろ「能く走る」の一事に依頼をることゝはあれり、之を反言すれば近年軍艦を製造するものは徒らに甲鉄の厚からんことを求めずして寧ろ航走速力の大からんことを求むるに至りたり、是れ防戦術の進歩は到底攻戦術の進歩に伴ふ能はざるの一證にあらずや、夫れ然り治水技術は稍々戰闘技術に似たり、所謂堤防をも構、洪水の猛勢に匹敵するの間は防水の事、敢て難きにあらずと雖も一旦河流の性質、猛劇もあり、其勢力、或は堤防の力に十倍、百倍するあらん乎、則ち更に河流の性質を改め其流勢を緩和するにあらざるよりは假令堤防ありと雖も以て防水の用を全

ふするに足らざるへし、吾輩が今に於て河身改修論を主唱せんとするは亦誠に此れが爲めなり
を知るへきのみ

第二章 堤防必ずしを頼むに足らず

夫れ水害を防ぐに堤防を以てするに恰も槍刀弓矢を防ぐに楯を以てし甲冑を以てするか如く古來世界各國の人民が慣行し來れる所の防水法あり、然るに堤防館く洪水を防禦するに足るへきや否やは唯徒らに河川の性質如何に關せり、堤防の治水策に適當するや否やは蓋し時と場合とに依り大に其趣を異にせり、要するに凡う洪水の害たる地勢の變遷、氣候の轉化等に依りて或は其度を異にするあともあるべく或一川に就て之を見るも今年の最高水位は寧ろ昔年の最高水位に倍蓰するか如きことあるべく到底過去を以て未來をトすへからざるやの情をきにしもばらす・佛蘭西のロワール河といへるは今を距る二百年以前を以て初めて堤防を築きたるか爾時、堤の高さは凡そ低水位以上十五英尺にてありしなり、然るに其後西紀千七百六年の大洪水に際し水位十八英尺の高きよ達し爲めに十五英尺の堤防を以て其大洪水を支ふるよ足らざりき、依然て佛國政府を更に堤頭を増築して低水位以上二十壹英尺とさせしら其後千八百四十六年の大洪水は不幸にして二十壹英尺の堤上を驗ると三英尺三英寸の高さに及へり、依りて政府は又既に堤頭を増築して三英尺三英寸を築き上めたるに又々千八百五十年の大洪水に際し堤を驗ること三英尺三英寸に及びたりといふ、斯の如く増築又増築、ニ丈又三丈、堤防をして山の如く嶽の如くならしむるも洪水至る毎に水位益々高く一て到底其限度を端倪をへがらざるは果して何か故あるへき乎、或そ年々水源地方より流下する所の砂石か河底に堆積して漸く河身を高るあり

治水論 第三編 河身改修

(五十九)

治水論 第三編 河身改修

(六十)

くぞるか如きこともあるべく或は地勢の變遷、氣候の轉化に依り年を追ふて出水の量を多くするか如きの事もあるべく即ち河流の性質、河身周邊の状態を究めずして徒らに防水の用を堤防の一物に資らんとするときは其の遂に失策せざるもの稀れなりと知るへし

失れ然り茲に某一川の某一箇所に於て洪水の勢を防かんとするには常に幾何の力を以て此に備あへき乎、某一川の某一箇所に在りて水勢最も激をるとたゞ凡そ洪水の猛力を支ふるには凡そ何程の堤防力を以てすべき乎、是れ氣候の轉化、地勢の變遷測るへからざるの地方に於て如何ある算數學者と雖も到底算知する能はざる所あり

例へば茲に一の河線あり、其兩岸全く堤防をなしせん乎、偶々洪水至るも其水勢四方に瀧り散て或一局面に向てのみ其濫溢の勢を逞うすることあらざるへし、然るに若し夫れ堤防左右に連るあり、勤めて以て河水の横走を遮けるありとせん乎、則ち洪水に際して河水の増嵩は上流より下流に向ひ突如として累進急増し其水勢漸次に倍加して或は劇しく脆弱なる堤防の或部分を衝撃し之を破壊せんとするの恐れあるのみあらず、凡そ洪水に際し水流の中に浮掛せる所の諸種固形体は悉く河身の間に溜滞して以て漸く河身の形狀を悪くするの恐さへあるあり、故に河流の性質を究めずして造築せる所の堤防は敢て水害を防ぐの用をなさず、偶々以て水害の勢を劇しくするの媒たるに過ぎず、堤防の必ずしも頼むに足らざること亦夫れ知らざるへからざるあり

聞く維新の前に在りて四國三郎、即ち阿波の吉野川は藩主蜂須賀侯太に見る所あり、尙ほて堅く

築堤を禁じ置きたり、然るに維新は後に至り吉野川の沿岸に於て築堤の事漸く起り今は至る所に堤防を見るに至れり、而して今や其築堤の結果は果して如何ありし乎といふに近年洪水屢々到り動もすれば意外の破堤を致し以て耕地を荒らし以て作物を害する等の事少からず、抑も吉野川沿岸の耕地たる古來多くは藍田にして曩に築堤の前に在りては梅雨及び秋霖に際し必ず多少の出水を見だりと雖も而かも其流勢甚だ平穏、静かに流れ來り流れ去りて其間或肥料を藍田の面に沈留せしむること最も少なからざりき、殊に梅雨の際に於ける出水は大抵其水位低く流勢寧ろ緩にして徐ろに藍草を撫拭し同時に肥土を此れに與へて優然流れ去るを常とせり、然るに築堤の後、河水毫も藍田に向て補益を與へざるのみならぬ寧ろ破堤頻々、地方人民をして之が修築の煩はしきに堪へざらしむるに至れり又聞く所に依れば西紀千八百四十六年佛蘭西のビイ子一川といへるもの洪水を蒙りたることあり、當時同川の上流は絶ゆて堤防あらざりしが爲め從て毫も洪水の害毒を感じざる如く即ち大水自由に來り自由に泄流して自由に泄流するを見たりと雖も其下流は既に天然の川形を變ヒ即ち堤防を築きて以て川身を狹窄したりしが爲め從て洪水激突遂に堤を壞りて横に進路を求める其勢猛劇にして一朝三千町歩の耕地を害し大約四千万法の損耗を致したりといひ、斯くの如く同一の河川にして上流は堤防あきが爲め假令洪水漲溢するも其水勢緩徐、静かに遊流し静かに涸渇するに過ぎずと雖も下流は堤防あるが爲め一旦河水横溢すると妃の忽ち數千町歩の耕田を荒らすに至る、以て堤防、時ありて防水の用を全うする能はざるのみならず、却て洪水の勢を劇しくするの恐れあることを知スベシ

又聞く所に依れと和蘭のマツスウナール河といへるは往昔西紀千二百年代、未だ一の堤防あら

治水論 第三編 河身改修

(六十二)

治水論 第三編 河身改修

(六十二)

さゝしに先だちてや曾て大なる水害を致したことあらざりしが千二百年代の末に至り河の兩岸に極めて堅牢なる長堤を築き凡そ延長七百キロメートルの間は粗朶を以て巧みに堤腹を編製したりと雖も不幸にして其後築堤の影響として一朝大洪水を惹起し爲めよ七十二邦を荒壊し十万人の人命を奪ひ以て古今未曾有の大惨状を呈するに至れり

夫れ然り水勢猛然、其劇しきこと土塊石堤の能く堪へ得べきにあらざるときは堤防以て其猛勢を支ふこと能はざるのみあらず其の一たび破堤するに及んでや慘害寧ろ堤防をきの害よりも甚しきものあるべし、即ち堤防如何に堅牢なるも若し洪水の勢非常に猛劇にして其力遂に堤防の力に勝つときは破堤暴漲蓋し見ざらんと欲するも得べからざるなり

第四章 水量標記事

堤防の必ずしも頼むに足らることは吾輩既に之を論證せり、然れど堤防をして頼むへからしめんとするときは茲に先づ河身の性質を研究し即ち河水の流勢に適應するの堤防を築がざるへらず、然り而して凡る河身の性質を知らんとするや何を措ても先づ欠くへからざるものは水量標是れぬ、譬へば常願寺川の某所に堤防を築くへだの必要ありとせよ其の最低水位は幾尺にして其最高水位の幾尺あるべきやを知ること是れ必要中の最も必要あるものなり、要するに水の横壓力は必ず水面以下の高低に依りて其度を異にせり、故に水深愈々深ければ其深きに従ふて水下堤脚の擁護を嚴にせざるへからざることは是れ少しく理學を知るもの、皆能く解し得る所ならん、然るに堤を築くものの河水の横壓力を測らすして徒らに脆弱の堤防を作らん乎、其洪水に接して破壊するは素より免かるへからざるの數をり、夫れ屢々破れ易きの堤防を作りて天然

流下の土砂のみならず更に堤防の破片ある多くの土石を河身の中に流すか如き寧ろ是れ水を治むる所以の道にあらず、却て河の性質を悪くする所以の道をらん、年々幾万の經常治水費と外に二三十万圓の臨時治水費を地方税經濟の中より支出しもから其結果は絶ゆて水を治むるの効力あふさるのみならず、河川の性質を悪くするの害あり、是れ今にして地方税經濟の爲め大に考慮を要すへきの一事にはあらざるべき乎

吾輩曾て以爲よく凡そ一河線の水を治むるは宜しく一河線的の治水策たるへし、決して一部局的の治水策たるへがらず、即ち宜しく全川の利害を基礎とするの長久策たるへし、決して全川中一部局の利害をのみ目途とするの姑息策たるへかゞす、何どもそれは既に河乃性質に於て到底漲溢を免るれる事情あらん乎、苟も其河の性質を改めざる限り之を上流に防ぐも猶下流の横溢を止むるに足らず、之を下流に止むるも却て上流の滿漲を排泄する能はざるべく、必竟上流にあらされば下流、下流にあらされば上流、ツマル所、何時が一度の漲溢を免かれずるへし、然れば上流に於て假令如何程堅固なる堤防を築くとも其堅堤は成程唯其一局部に於ける漲溢の害を除くに足るへしと雖も此に依り寧ろ多量の水を下方に激送するか如くんは則ち上流築堤の結果として下流水害の恐を増すに至らん、又下流に於て縱令如何程堅固なる堤防を築くとも不幸にして全川の流路、以て最高の洪水量を排泄する能はざるの思あるときは則ち上流壅塞の結果として寧ろ上流横溢の恐を増すに至らん、然り、治水の術たる徒らに河川一部分の利害を標的として輕々しく施行すべきにあらず、必モ全川の形勢を精査して上流下流共に均しく洪水の害を免かれ得べきの計策を講せざるへからず、然らば則ち一河線的に治水の術を講じ

治水論 第三編 河身改修

(六十三)

治水論 第三編 河身改修

(六十四)

即ち一河線毎に全川を通して確固不拔なる治水案を定めんとするときは其方法果して如何、顧ふに川毎に川の性質を知るは凡う治河術を講するの第一着手にして而して川毎に川の洪水量並み平水量等を測るは即ち河質を知るの初なり、故に富山縣の治水家にして苟も大に治河策を講せんとするときは則ち諸大川の流路に於て少くとも數十本の水量標を建設し以て隨時水量を測知するの便に備へざるへからず、然るに富山縣の當局者は從來河川の性質を知らんとするに如何なる方便を以てせる乎、各河線の要所に於て求た水量標の建設を見ざるは誠に奇怪千万の事と謂はざるへかとす、吁嗟磁石もくして遠洋を航行せるの吾輩其の甚た危険あるを知れり、水量標をもくして完全なる治河術を講せんとするもは吾輩寧ろ其大膽なるに驚かざるへからず、本縣の當局者以て如何とあす

第五章 流域の事

河川に於ける水勢の大小を知らんとするときは則ち先づ流路以て水を受くるの區域を明劃せざるべからず、而して流路以て水を受くるの區域と知らんとするときは山背、水と水と相分るゝ處を以て其邊とあさゝるべからず、例へば山面、地面が水を涵出し水を蓄積するの限域を見るに或は長きあり、或は短きあり、或は廣きあり、或は狹きあり、某甲一川の流域は平かに左右に開けるが如く某乙一川の流域は左右の河身外より中央河身内へ傾斜するの度甚た峻急あるか如く或は某一川、上流に於て一旦集蓄せる所の水を下流に於て再び分散するか如きあり、或は某一川、上流に於て河身を中心とし左右より摺鉢成に土地の傾斜せる其下流に於て河身より左右に向ひ較成に傾斜せるが如きもあり、即ち各河線に就て所謂流域の形狀を精査する

とたゞ其の千象万態、川毎に自ら一種固有の地勢を現はさずんばあるべからず

夫れ一河線の水を治めんとするには必ず一河線的の治水術たらざるべからず、下流の水を制せんとする所は則ち徒らに下流の水勢を知るのみに止まらず、又能く上流の有様をも測知せざるべからず、下流の爲めに堤防を築かんとする所は則ち徒らに下流に於ける河の性質を知るのみに止まらず、又能く上流に於ける河の性質をも測知せざるべからず、然り而して凡そ河の性質を知らんとする所の河身的に河流平素の状態のみを知るは其事、寧ろ何の難きを見ざるが如しと雖も若し又流域的に河流特有の諸形狀を知らんとする所は其事誠に容易の業にあらずべし、然りと雖も河線の性質あるものは徒らに蜿蜒たる一線の河身に在りて細く限らるべきものにはあらず、彼の左右より迫り若くば左右へ開き、高く又低く、狭く又廣く、長く又短く、要するに上流と下流と其形状敢て一なる能はざるの流域全体に在りて廣く一種充足せる河の性質あるものを具備せるなり、反言すれば河身的に見る所の河質は真正なる河質にとあらずして流域的に見る所の河質こそ全く真正なる河質なるべし、獨り其れのみならず一時限りに測知する所の河質こそより一定不動の河質と見做すへきにあらず、凡そ河の真質を知らんとする所は亦必ず若干年の経験を以て繼續的、歴史的に河の性質を研究せざるべからず、即ち河を知り遂に河を治めんとする所は啻に地理的に河其物の天性を研究するのみならず併せて歴史的、統計的に河其物の経歴を精査するの心掛かるへかよす、此等の心掛かるとして徒に姑息なる治水術を講するもの吾輩等の其妄漫の甚しきに驚かざるを得ず

顧ふに富山縣下の各河川に在りては彼の水量を測るの水量標すよ猶且つ其の建設を見ず、土木

治水論 第三編 河身改修

(六十五)

官吏の技能は唯盲目的に堤防を築き蛇籠を並へ枠を沈むるだけの仕事をあすに申分あらずるへしと雖も若し夫れ水源の有様は如何にして流域全体の形狀は如何なりやは當局官吏官として之れを知らす是れ治水策の爲め最も惜むべきの事にあらずして何ぞや

第六章 河身改修の目的

河身を改修するに其目的二あり、一ふ曰く河線の利益を大にすること、ニに曰く河線の損害を少なくすること即ち是れあり

抑も治水の要是高水位時又際し沿川地方をして可及的、溢水の害を免かれしむると共に、低水の時に際し充分其水流を利用し即ち水運の便を開かんとするに在り、即ち洪水の時に於ける出水の量をして成るべく少なからしむると共に、平水の時に於ける流水の量をして成るべく多からしめんとするに在り、顧ふに涸渇時季に於て涸渇の甚た速があるものは大抵出水時季に於て出水の最も大あるものあり、即ち滴漏的河川は一面に於て涸渇的河川たるのみならず、他面に於ては實に洪水の河川たるなり、故に森林を保護し洪水の原因を少くする所は即ち平時に在りて河水容易く涸渇するの患を減するに在るべく、凡る洪水暴漲の原因を絶つは究竟併せて河水涸渇の原因を絶つ所以の道なりと知るべし

一方に於て河流の損害を減するは他方に於て河流の利益を増すの道あり、即ち洪水氾濫の患を少くするは遂に水運の利を興し若くは興さんとするの媒助たるへし、然れば森林を培養して幾十年、幾百年を経過するの間には彼の常願寺、黒部等の暴流と雖も其河質漸く緩和するを得て或は舟行を便するか如きの利益あるに至るや必然なり、此れと同しく河身改修の一事は其目的

主として河線の性質を緩和し平常低水の時に於て舟行の自由をもんことを期するに在りと雖も而かも平時より於ける河流の性質を緩和するときは亦必然の結果として幾分か非常の時は於ける洪水の勢をも緩和するの効能あるるゝ、反言すれば河身改修は興利を目的として除害此れに隨ひ、低水の改良を主眼として高水の改良自ら此れに伴ふものありと謂ふへし

歐羅巴諸國と亞細亞、亞米利加、諸大陸とを問はず、凡そ河流、陸地を横ざること數千百里あるの區域に在りては勤めて河流を利用し可及的水運の便を増さんか爲め工を極めて水路を修治するの例少なからず、要するに高下・平かあらざるは地の勢にして流動、止まざるものにて水の性あり、流動止まざるの水を以てして高下平かならざるの地を行く、苟ち水を停め水を蓄へ其水行を緩にし其水勢を和らくる所以の方法を講せざるとばは則ち上なるもの涸渴し下なるもの溢漫す、是れ實に治河術の必要ある所以あり、支那埃及、巴比倫等の諸國に於て古來河身内の各所に單立閘門を設け、及び近代歐羅巴諸國に於て一種の双對閘門を發明して以て河水を溜蓄し即ち當時河身内に於て成るべく一定不變なる水深を保たんとする新法を開きたるは是れ蓋し成るべく河水を利用して成るべく河中の舟路を長くせんとする目的に出てたるのみ、今や日本政府の如きも諸大川の河身を改修して水運を便せんとするに汲々たり、曩には明治十九年を以て十四大川の低水工事を政府直轄の事業に編入し次て明治廿一年度より十四大川中の八大線に對一して先づ改修工事を初むることはあれり、政府が八大川の水を治むるに専ら姑息の修堤に依頼せず、寧ろ大に舟楫の便路を開かんとするに至りたるは其事誠に佳し、然れども政府が茲に大陸諸國の治水主義を日本に輸入しだると共に不幸ある哉、日本の河川が大陸諸國の河川と

・ 治水論 第三編 河身改修

(六十七)

・ 治水論 第三編 河身改修

(六十八)

其性質を異にするの理を忘却したり何ぞや、日本に於て河川の性質を改良すべしもの、彼の利益的、舟路的河線に於けるよりも却て損害的、暴流的河線に在りて改修の必要を感じること一層判切なるを見る、而して今や政府が全國の河線を治むるや徒らに水運を目的として或は豪も水害防止を目的とすることを知らば、是れ吾輩が政府の爲め特に痛惜する所の一事なりとす

第七章 河身改修の急不急

河身改修の目的は興利を先にして除害を後にす、歐羅巴諸國の河身を改良するもの必ず此主義を以てし支那の河身を修むるもの亦必ず此主義を以てす、大陸諸國の治水主義誠に此の如し、日本の如き、狹少ある島國に在りて河を修むるの術は未だ必ずしも大陸に於けると同様ある主義目的を以てすへからず、吾輩の信する所に依れば大陸諸國の治水術は除害主義よりも寧ろ興利主義に偏すべく日本の治水術は興利主義よりも寧ろ除害主義に偏すへし、即ち日本の治水策は之を大陸諸國の治水策に比して大に其主義を異にせんはあるへかさるあり彼の海を距ること數百千里、山深くして路遠きの陸面に在りてや江河に賴りて物貨を漕運するにあらざるよりは住民何を以てか遠近相交通し其有る所を以て其無き所のものに交易するの便あらんや、故に大陸地方に在りては江河を利用するの便早く開け、或ひ河身を改修し、或は運河を疏鑿し、閘門を設け、分水を通じ、凡そ利用し得べき限は人工を河流の上に施して以て大に漕運の便を貰らんとす、是れ人類生存の上に於て當ざに然かるへに事と謂はざるへからず、日本の如き島國に在りては舟楫の利、必ずしも河川に屬せ生きて寧ろ海洋に屬せり、例へば淀川といひ木曾川といひ利根川といひ、各々之を改修して二十里、三十里の舟路を開くに足るへ

しと雖も然れども之れを大陸地方の長江大河に比較するときは右等三の河線も猶且つ「河」なる一名詞の雰形たるに過ぎざるより、然り、日本の河線は其大きさに於て、又其長さに於て大陸地方の諸大川に及はざること遠く、其の沿川住民に利益を與ふるの点に於ても亦敢て大陸地方の諸大川に比すべくもあらず、然りと雖も日本の河川は斯くも大陸地方の諸天河に若かざる所多きにも拘はらず、既に日本河川の特質として治水家が最も注意せざるべからざるの一事あり、何ぞや、日本の河川は凡ての形狀に於て大陸諸國の河川よりも小ありと雖も、其洪水を惹起するの点に於ては却て大陸諸國の河川よりも大あること即ち是れなり。

夫れ大陸地方に在りては凡そ水利の大きなもの水害の大きいものにして即ち河の長短大小は直に出水時に於ける洪水の強弱多少に影響するなり、然れば流域廣くして舟運及び灌漑、其利甚た多きものは從て沿川地方が洪水を蒙るとも亦甚だ大あるべく、若し夫れ流域狭く河身短たものは其水利と水害と兩ながら甚た小あらざると得す、然るに日本の河川は地勢の然らしむる所例令流域狭きも猶且年毎か恐るべき洪水を惹起すること例へば黒部川、常願寺川の如たれり、若し河身小なるも直に以て其出水の小あるべきを速断すべからず、水源近きも敢て其河質の如何を侮るべからず、試に見よ小矢部川の河身は其延長二十一里にして常願寺川は十七里に過ぎず、若し河身の延長のみを以て速断せん乎、小矢部を以て常願寺の上位に置かざるべからざるか如しと雖も而かも河の性質は徒らに河身の長短に關せぞ、長河にして緩流なるもの利獨り多くして害寧ろ少く短川にして急流なるもの害獨り多くして利却て少きことは是れ日本に於ける河川の常態あらずとす、彼の延長僅かに九里に過ぎざる早月川の如きすら其の一一旦洪水を蒙るや其害、

治水論 第三編 河身改修

(六十九)

治水論 第三編 河身改修

(七十)

他の延長二十一里ある小矢部川より過ぐるものもあるを見るときと則ち日本に在りて河の延長なるも乃敢て毫も河の性質に關せざるの理を知るに足るへし

然るに日本政府が明治十九年を以て全國内の六十五大川を擇定するや徒らに河線の大小長短を以て標準となし、越中に於ける諸河川の如き庄川を除くの外、何れも六十五大川中に伍せしめす、爾後六十五大川の中に就て更に十四大川を擇定するや幸にして庄川を其中に加へたりと雖も其後愈よ河身の改修を初めんとするに及んでや庄川の水利、他の木曾川、利根川、信濃川、筑後川、吉野川、北上川、最上川、阿武隈川等に若かさるか爲め遂に斥けて之を八大河の中に加へざりき、吁嗟庄川の水路、之れを開くも蓋し十里超えて遠きに達するの望みはあらざるへし、故に河身改修の目的をして單に舟路を開くの一事に止まらしめんには則ち庄川の改修或い八大河の改修よりも急要ならざらん然れども日本の河身改修をして興利主義よりも寧ろ除害主義に傾かしむへとは是れ吾輩の窮に主唱する所、若し此説をして眞理に近からしめんには庄川の改修を要し常願寺川、黒部川の改修を要すること寧ろ八大河、十四大川よりも更に急要なりと謂はざるへからず、吁嗟木曾川の暴流、暴は即ち暴ならん、然れども之を常願寺川の洪水に比して其暴の大小果して如何、吾輩の常願寺川、黒部川の何が故に六十五大川に伍せざる乎、政府が何故に庄川を斥けて之を八大河の中より加へざりし乎を怪むと共に彼の興利を目的とし而がも陰害に銳意ならざる日本政府の治水主義を切に非難せざるを得ざるあり

維新以前の事は暫く言はず、明治政府が初めて治水政策を定めたるは明治六年中の事より、當時

政府は全國各河川の漲水頗るを憂ひ各府縣の理事者を督して堤防修築の上に充分の力を加へしめんと期し即ち地方治水費に對する國庫補助の歩合を定めたり、然るに此政策は以て國庫に負擔を増すと著しかりしにも拘らず其結果として未だ能く洪水の度を減するの機運に達せず、却て明治十三年の大洪水は一朝政府を震撼して遂に堤防修築に關する國庫の補助を廢するに至らしめたり、政府が明治七年以後毎年河川費として支出したるもの七八十万乃至百万圓迄多きに及びたるにも拘らず其結果は年々洪水の度を遞減するの功を奏せざるのみならず、却て明治十三年乃大洪水を見るに至り乃ち政府は十三年に於て百五十五万六千六百十六圓五十二錢八厘の巨額を支出せざるべからざることはあれり、斯法如く本を治めずして末に奔るときは即ち幾たび堤防を修築するも修堤の命運は僅かに一箇年は効用に止まり巨額の工費と骨折とは一朝の天災に空しく大水の中に流没し去る格外あらず、然れば政府か遂に堤防修築の頼むに足らざることを悟り即ち明治十三年を以て治水の方針を一變し爾來専ら河身改修の工事に重視を置くて、河身改修の事業に重きを置くを共に一朝治水の主義を變し即ち除害主義を棄てゝ忽焉興利主義を取るに至りだるは吾輩の獨り以て不可とする所なり夫れ舟楫の便あるものは渥々之を保護し舟楫の便なきものは之を保護せざること、歐州の或國に在りては此事誠に適當あらん、歐州の或國に於て此事至當なるかといに直に其主義を日本に適用すべしといふものあらは吾輩窮に其日本を知らざるの甚しきに呆れざるべからず、政府か治水政策を一變して堤防修治策より河身改修策に一轉したるは素より可なり、然れども政策の一轉と共に忽焉其主義をも一變し

治水論 第三編 河身改修

(七十二)

「凡て水害の恐るべきと否とは政府之を歸り知らず、政府は唯舟楫の便を開て以て大河線の利用を計らんのみと」實まし込むに至りては誰れか其歐州的治水主義に摸倣するの眞直にして日本的治水主義を遺忘するの急劇あるを惜まるものあらんや

夫れ水害最も頻數あるものは國家經濟の上に於て最も渥く保護を加へ最も早く河身を改修すべきの必要あるを、何とされば一河流奪する所の財貨は是れ正しく日本か永久に損失する所の富は幾分なり、故に財富を奪ひ田畠を荒し人命を損し人家を毀るの危害力、最も猛甚なるものは是れ國家の爲め最も當さに治水の安全策を施すべきものなり、然るに我政府は常願寺川の洪水、年々に民財を耗盡するの甚だしきにも拘らず、黒部川、庄川、神通川、早月川等の河質誠に不善なるにも拘らず、不幸にして其の八大河に伍せざるか爲め、又不幸にして其の六十五大川に列せざるか爲め、越中諸暴流の或一川に向て未だ自ら河身改修の工事を企てざるのみならず、或は地方の當局者を促して大に河身改修を企てしめんと勧めたることをい聞かず、内務當局者か治河術は冷淡ある豈に驚き且つ呆れざるを得んや

吁嗟我富山縣民ば年々治水費として二三十萬圓の地方稅を負擔せり、年々二三十萬圓の治水費は最爾たる一縣の地方經濟に取りて誠に苛重ありと謂はざるへからず、然り而して此の苛重ある負擔、一一絞りに絞りたる縣民の膏血は縣内幾線の河流に向て年々何程歎の改良を加へつゝある乎、富山縣の土官吏が年々行ひつゝある所の治水事業は將た幾年月の後を待つて縣民の安堵を致し縣民の負擔を輕ひるの望あらん乎、吁嗟縣民か年々支出する所の巨額なる治水費は空しく水舟となりて年々流出し去るあり、水を治むるの資金として縣民か負擔する所の大金は

却て水流を亂すの原因となりて河中に埋没し去るなり、枯渇する堤防修築策、何^を以て縣民の安堵を致すに足らんや、古人曰く自然を制するの道は自然に従ふに在りと、河流の性質を知らずして河を治めんとする^をの吾輩其の何の心たるを解するに苦しむあり

然らば即ち凡そ河身改修をるもの、其方法果たして如何、吾輩請ふ次第に於て之を論究せん

第九章 河身改修の方針

河身改修の方案は川毎に流域全体の形勢を精査し、或は最大洪水の量を算定し、或は最小低水の量を測知し、或は水面勾配、或は水勢速力或は河幅、或は水深等に關して何れも細密ある調査を遂げ、即ち算數の上より割り出して充分確的ある工事案、考究せざるべからず、而して凡そ最大洪水量と最小低水量と其機關甚だしければ甚たしきほど河身改修の方法も亦益々困難あるべく、即ち川の性質如何に依り河身改修の上に多少^乃斜的を加へざるべからざると勿論の次第なりと雖^を茲に先づ一般の河川を通じて施^を得べき原理⁽²⁾一二を擧げんに即ち左の如し

(一) 河流の速力は水面勾配の平方根の差に應して増減す○例へば神通川筋某箇所の水面勾配⁽¹⁾一尺に付き百万分の八十一にして常願寺川筋某箇所の水面勾配は一尺に付き百万分の六百二十五なりとせん乎、則ち常願寺川某所の水勢速力は神通川の某所に對して正さに二十五と九との比例を呈^ひすへし(但し兩河線對照地の平均水深を同一^{なり}と観ると⁽²⁾は正しく此比例を得るなり、若し水深同じからざれ⁽³⁾從て速力の比例に若干の異動を生すへし)

(二) 河流の速力は平均水深の平方根の差に應じて増減す○例へば小矢部川筋某箇所の平均水深は九尺にして早月川筋某箇所の平均水深は四尺ありとせん乎、則ち小矢部川某所の水勢速

治水論 第三編 河身改修

(七十三)

治水論 第三編 河身改修

(七十四)

力は早月川某所に對して正さに三と二との比例を呈^ひすへし(但し兩河線對照地の水面勾配を同一^{なり}と観るときは正しく此比例を得るなり、若し水面勾配同じからざれば從て速力の比例に若干の異動を生すべし)

夫れ高きを去りて低^{おも}に就かんとするは水分の特性あり、故に水面勾配の急なるものは之を勾配の緩なるに比して其流勢速かあることをより其所あり、次に河水の流るゝや兩岸及河底なる土と水と相磨觸するの部分に於て流勢極めて遲緩あることは是れ少しく物理を解るものゝ皆能く知る所なり、故に水深愈々深くして水分、土石に觸接し摩擦すること愈々少きの河川に在りては水流滔々として自由^{ゆうゆう}に注下し得るや亦自然の勢なりと謂はざるべからず然れば水最も深くして水面の勾配最も急なるものは其流勢最も速かるものなり、水最も淺くして水面の勾配最も緩なるものは其流勢最も遲^{おそ}るものあり、而して一個の河身、上流より下流に至るまで水深漸く増加するに從^つて水面勾配漸く減少し即ち水深と水面勾配と互ひ^ふに消長し互ひに損益して以て全川一定の流勢を平持し以て流速の權衡を保全するあらん乎、是れ河の最も平穏、最も順貞なるものと稱⁽⁴⁾べく、吾輩が治水上、各河線に向て要望する所概して流勢の斯くあらんことを求むるに過ぎざるあり、彼の水面勾配一定をらむ、流速或は早く或は遅く、或は激し或は緩し、一河線にして百種千様の水勢を呈し下流の狀態は以て上流を推^しべからむ、上流の性質は以て下流の標準とするべからざる^を、如き蓋^{ふた}し之を稱して亂流と名づくべく凡そ河身改修の必要を感ずること未だ此種の河線より急切なるはあらざるあり

今や河身改修方法に關して茲に吾輩が先づ主として論究せんとほる^を左の二三點に在りとほ

即ち

第一 川床の勾配を變改する事
第二 河幅を變改する事

第三 河筋の形狀を變改する事

第十章 川床變改の事

凡そ河水は其水源多岐なると否とに應じて上流と下流と其水量を異にせり、若し水量の漸く増加せしに反して河幅の著しく廣擴せざるに於ては下流の水、之を上流に比して漸く其深を増すべしこと論を待たず、然れば川床の勾配は一里に付き十尺にして水深は上流と下流と一里の間に三尺の差を生じ即ち下流の水は上流一里程の水に對して三尺の深を増せん乎、則ち川床勾配は一里毎に十尺なるにも拘らず水面勾配は却て七尺たるより、顧みに特殊の形狀を具有せる或暴流的河川を除き普通の河線に在りては其漸く海口に近づくに從ふて水深著しく増加するを見るべし、假りに川床をして上流より下流に至るまで斜に一直線を形づくらしめ即ち川床に緩ざること更に多言を要せば、獨り此れのみあらず、凡そ土地の傾斜は水源地方即ち山間部に急にして海口地方即ち平坦部に緩なることは何人も敢て疑はざる所あるべし、既に土地の傾斜として下流地方の上流地方よりも緩なるを知るときは從て川床の勾配も亦上流よりも下流に於て緩あることを明白なり、夫れ然り、河の下流は其水深漸く増加するの一事に依りて水面勾配の緩了するのみあらず、川床勾配其物自身が漸く緩了するの一事に依りて水面勾配の緩了するこ

治水論 第三編 河身改修

(七十五)

治水論 第三編 河身改修

(七十六)

とも亦甚だ著しとあす、要するに凡そ河面の勾配は大抵水源地方に於て最も大なるを見るべく下流に至るに及んで其勾配漸次に減却し遂に海口に近づくや其傾度の極めて瑣小あるを見るべきに至り

吾輩は前章に於て河身改修の一法として先づ河床を變改するの一事を擧げたり、所謂「河床を變改する」とは果して如何なる事を意味する乎、蓋し河床の勾配を緩にするの謂ひ乎、將た其勾配を急にするの謂ひ乎、抑も又河床の形狀を改めて其勾配を一定するの謂ひ乎、是れ吾輩が一朝大水至るや上流の流送する所、下流之を排泄せること能はむして遂に横溢の患を免かれざるべし、此に反して上流の勾配よりも下流の勾配、寧ろ急に失するときは則ち河水の流るゝや上流浪々、下流洋洋の勢を以てせむして或は海口地方も水源地方と殆んど其水深を異にするほどあく從て流水澗渴し易く土砂堆積し易きの弊あるなり、反言すれば河床急に過ぐるときは平時に在りて河水澗渴し易むのみならず、土砂河中に堆積して漸く河質を粗惡にするの恐あるべく而して河床緩に過ぐるときは一朝洪水の至るに際して河水動かされば排泄の道を得ざるが如きことあり、從て堤破れ水溢るゝの恐少しあせざるあり、是故に河水の排泄をして常に其平を得せしめ河流の速力をして常に其中和を得せしめんことを希望するときは妙に先づ水深と水面勾配との權衡をして其宜しきに適せしむることを求めるべからむ例へば

第一 某一河線に水源に對する海口の落差を測り、水源より海口に至るの延長を以て之を除ほるとときは即ち該河線平均の水面勾配を知るに足るべし

第二 海口より水涼に至るの間に於て流量を測定せんが爲め適宜に幾箇の水量所を擇定すべし。○茲に洪水量の事は暫らく問はぞ、非常出水の場合を除だ凡そ一年間若干日の流量を平均して各量水所毎に一秒時乃平均流量あるものを算定すべし。

第三 河幅と平均水深とを乘じ此れを以て平均流量を除するときは即ち毎一秒時の平均流速を知るに足るべし。○此法を以て各量水所に於ける平水の平均速力を算定すべし。

第四 各量水所に於ける平水の平均速力を知るときは其幾箇所に於ける平水の速力を合算し而して箇所の数を以て之を除するときは即ち全河線に於ける平水の平均速力を概知するに足るべし。

第五 既に全河線平均の流水速力と全河線平均の水面勾配とを知る時は乃ち河線の各所に就き其平均速力に違ばざるや否やを精査すべし。○若し平均速力よりも實際に於て速力稍々緩なるものあるときは更に水面勾配を精査して其平均勾配に違へるの多少を測るべし。○水面勾配は平均勾配に違へること少だにも拘らず猶流速の連続あるを見るときは即ち其缺點、一に水深の浅きに屬せざるべからぞ。○右に反して流速急に過ぐるものあるときは其缺點、水面勾配の急なるに屬せんば水深、深きに過ぐるの一事に屬せざるべからず。茲に水深若くは水面勾配に於て或缺點の在る所に向て適宜の改良を加へざるべからぞ。而して水深と水面勾配とは共に川床勾配の緩急に依りて其淺深、其緩急を異にするものなり故に河水の爲め其流速の平衡を求めんとするときは即ち大に河床を改修し彼の水深と水面勾配とをして相輔けて以て適當なる流速を形成せしむるこ

治水論 第三編 河身改修

(七十七)

治水論 第三編 河身改修 (七十八)

とを計らざるべからざるあり

第十一章 河床改貞の除外例

河身改修の事業は河床、河幅、河筋の三者を改良して然る後ち初めて其功を全ふするなり。彼の河床改修なるもの、他の河幅改修、河筋改修等と互ひに相待つて遂に能く其用を完ふするあり。然らば前章論述せる如く専ら河床改修の一事がのみに就て之を説くときは蓋し讀者眞理を解するに苦しむものひらんかされども、茲に吾輩の所説をして成るべく確的あらしめんか爲めには、勢ひ、事の細目に涉り細節を穿たざるべからず。讀者須らく全編を通して論旨の寓る所を對照玩味すべし。

夫れ河床を改修するは河水の流速をして亂雜を去り整理に就かしめんとする目的に外からず故に平均流速、一秒時毎に二三尺なるの河線に在りては凡る河床改貞の結果として著しく河質を順良にモるの利益あらんと雖も若し夫れ流速急劇なると例へば黒部川の如きに在りて或ハ河床勾配を改めんとするときは則ち改修の標準として直に現在の平均流速を取用する能はざるものありて以て其流路を阻礙するか如きの事あらざらん乎、則ち其の愈々流下するに従ふて愈々速力を増し恰も或物体か斜道に沿ふて落下すると同様ある趣あるべし、幸にして多くの河線は傾度均一ある直線的斜道と形づくらず、下流の傾度は上流よりも鈍きを例とするのみならず、下流の水深上流に比して漸く深きを例となへければ從て加速的に流下せんとする所の水分も海日に近づくに従ふて益々多くの阻礙を感じへく即ち水分と水分と互ひに相抵激し相衝撃して遂に

流速基しく増加するの勢を失ふあり、理、實に此の如し、而して此理の存する所、越中に在り。僅かに神通、莊、小矢部の二三川に過ぎざるを知る如きは則ち越中の諸河線、其平均流速を測定するに甚だ難きものあると察するに足るへし、何となれば越中の諸河線、殊に黒部、常願寺、早月等の諸川の如き不幸にして凡て河線に普通あるべき一種の性状を全くの亂流たるへければあり、要するに黒部川、早月川等の河水は平時に於て其流速、急に過ぐるものあり、否も水流曲折、或は右も或は左も或は石に觸れ或は土に接し蜿蜒として廣闊なる河床を自在に、放縱に蛇行する時に在りては寧ろ其流勢の猛劇なるを解すへからずと雖も河床の形狀、河流の性質より之を見るときは則ち流速極めて急あるべき性状を具ふるものと謂ばざるへからず、或ひは平時に在りて其急流たるを見るへからざるも大水機かに至^(ア)蛇行の水流忽ち其勢を變して一直線に流下するの場合に際してや上より下に落つるに從ふて水勢速力の加速的に漸く其猛勢を加ふべれど是れ越中諸暴流の特性なりとす、是故に河床を改良する素より可あり、世間一般の河線に對して^(ア)凡そ勾配の急なる所直ちに之を緩にし勾配の緩まる所之を急にし、即ち川床の傾度を平均することは河床改修の一法なりと雖も然れども川床勾配寧ろ峻急に過ぎたるの河線に在りては仮令大に其傾度を平均するも以て河流の猛惡質を緩和するに足らざる却て益々河質を險惡にするの恐さへあざにあらざるへし

聞く幾内に於ける濱川の水流は幾年既に河身の改修を行ひ即ち其河床の凹凸を去りて傾度を平均する等の工事を施したりしか、爾後河質順良とありて以て大に船舶の交通を使したりと雖も茲に川床の傾度其平均を得て水勢阻礙を感すること稀あると共に流速寧ろ急激を加へ或は場所

治水論 第三編 河身改修

(七十九)

治水論 第三編 河身改修

(八十)

に依りては河水、堤防を擊突するの勢を増したるか如しといひり、然り、濱川の河床改修、猶且つ如の如し、茲に若し黒部川の河身を改修し常願寺川の河身を改修して河身内一切の阻礙物を取除くに至らん乎、即ち益々其水勢を劇しくし益々流速を急にし以て益々其河質を險惡にするの恐あるや敢て疑を容れざるあり

吾輩が前章に於て凡そ河身を改修するに全河線平均の流速を以て河床改良の標準となすへき旨を説きたたり、而して此方法を多くの場合に適用し得べき價値あるにも拘はらず極めて猛惡ある暴流に向ては特に除外例として改修の標準を外に求めざるへからず例へば茲に一の暴流あらん乎、先づ水源の形勢、河身の狀態、流域全体の模様等を察して「凡そ全川一年間の流水をして河幅若干尺の流路に依り最も阻滞なく且つ最も平穩に流下せしめんとするときは一秒時の流速平均幾尺位を以て適當となすへきや」といふか如く臆算的、推測的に適宜の平均流速を定むへし、斯く定めたる平均流速を標準として茲に河床を改修せんとするときは其方法左の如くある

さるへからず

第一 河線の上下を分割して凡そ數十間若干の數丁毎に河床改修の區域を定むへし○甲の改修區と乙の改修區と相接合する部分は勤めて河身の曲折せざる所を探ふへし

第二 改修區の區割定まる如きは一區域毎に平均流速を標準とし即ち水面勾配と水深との關係を測りて適宜に河床を改修すべし

第三 一區域毎に河床を改修するの結果として甲區と乙區を相接合する所必ず土地高低の差をして著しかよしめ即ち時に段階を設くるの必要を生ずへしの故に二區接合の箇所^(ア)を測りて適宜に河床を改修すべし

は堅牢ある砂石を以て段階を作り各段階の前後即ち上下には或種の杭、柵を以て水勢を挫くの装置をもして段階の崩壊を防ぐ。茲に注意すべし一事あり、段階を以て上下二區を接合するに其段階傾急に過ぐるときは此れが爲め下流の水勢却て急激するの恐あるへければ段階を作る際其勾配をして充分緩らしむることを計らさるへからず而して杭、柵等の裝置は充分水勢を挫くに足らんことを要するなり

第十二章 河幅改良の事

茲に二千立方尺の水を流すには川幅五百尺、平均水深四尺の河身と川幅百廿五尺、平均水深六尺の河身と孰れか最も迅速なるべきや、五百尺と四尺とを乗するときは二千平方尺、百二十五尺と十六尺とを乗するときは是れ亦二千平方尺、即ち河の流通摸形は彼れとはれど互ひに相異なる所あらざるあり、然るに流速の一點に就て之を考ふるときは「平均水深の平方根の差に應いて増減す」との定則に従ひ、水深四尺あるものと水深十六尺あるものと、其流速二と四と比率を呈はざるへからず假りふ甲の流通摸形に於ける一秒時の平均流速を二尺となしこの流通摸形に於ける一秒時の平均流速を四尺と見做さん乎則ちの河身の一秒時の四分一を以て二千立方尺の水を送り甲の河身は一秒時の二分一を以て同量の水を送るへし、反言すれば甲は一秒時にして四千立方尺の水を流しそぞ一秒時にして八千立方尺の水を流すありと知るへし、斯の如く水深ければ流早く水淺ければ流緩あるの理は讀者が既に了解に苦しまざる所あらん、果して然らば少量ある水を流すふ廣瀬ある川床を以てし、水の淺きたけ其れだけ川幅の極めて廣きに過ぐるか如きは大に流速を遲緩にするの弊ありと知らざるへからず

治水論 第三編 河身改修

吾輩謂らく凡そ亂流的河川の治め易かざるは平水量と洪水量との懸隔太甚しきことはれなりと、夫れ洪水量の極めて多かるへきを期して漫に河幅を大にするときは平時、水流河身内を慣行して水勢其向ふ所を一にせず、或時は斜めに左堤を突いて右に折れ或時は劇しく右堤を擊ちて左に曲り、即ち行き中りては衝突戻り、恰も蛇の蜿行するか如くにして水流常に河身の中央を直行すること能はざるへし、之に反して徒らに平水を目的として河幅を狭くし絶ねて洪水量の事を慮からざるとときは例令河身をして能く平水の直流の適せしむへきも一朝非常の時に際して破堤壊岸寧ろ恐るへきものあるや疑ふへからぞ、故に河身をして徒らに洪水量に適せしめんとするときは平水の流路遂に其亂雑を理むるの期あかるへく、然りとて河身をして徒らに平水量にのみ適せしめんことは亦此れ危険の極と謂はざるへからず

顧ふに流水、河身の中央を流れずして廣瀬なる川床の間に其横流を逞ぶするは是れ河質として益々粗惡をらしむるの原因なり、何とされは河水横流して屢々曲折し且つ屢々其水勢を變するときは則ち川床内に多くの土石を堆積し以て水深と水面勾配との平衡を傷くるの害あるへければより、夫れ然り河の平水を縱つて其横流を逞ふせしむるは以て川床を粗惡にし以て河質を陥惡にするの一因たり、今や諸暴流の爲めに此弊根を除かんとするに就ては蓋し方の方法に依らざるへからず

第一 洪水量の爲めに要する所の河身ハ凡そ河幅若干尺水深若干尺にして平水量爲めに要する所の河身は凡そ河幅若干尺、水深若干尺あるべきやを精査すべし〇斯くの如く一河線の各所に就て洪水的河身と平水的河身とを算定するときは則ち之を連續せしめて至

河線に通するの洪水路及び平水路を制定すべし

第二 一河線に於て洪水及び平水の兩流路決定するときは先づ實地に就て平均水深及び水面勾配を比準として洪水路の河幅を定むべし。○洪水路の河幅決定したる後ち更に水深及び面水勾配を比準として平水路の河幅を定むべし。

第三 平水路の河幅決定する時は河身の中央、更に小ある河身を鑿ち以て平水をして最も阻滯ある最も安全に疏通せしむるの流路を作るべし。○平水路は堤防を設くるには單に流路を限劃するのみ目的を以てし即ち内面稍々堤防の形を有するも外而直に川床の包含するに任すへじ、要するに極めて簡素ある平面堤防を構すべきものを設けて僅かに平水の流勢を劃定するも一朝洪水の至るや遊游自在、敢て堤あるを知らさらしむるか如き是れ河身内_サ河身、洪水路内の平水路を開墾する者が最も當さに心を盡すべき所をりとも

第十三章 洪水路の河幅

平水の時に際して河幅廣きに失するときの則ち河水、堤岸と相並行する能はモ、從て水勢其向ふ所を一にせしめて一個の河身内に數派の小河線を形つくるが如きことあり、然かのみならず、一水増す毎に水流蛇行の勢を變じ一水減する毎に川床凹凸の有様を變するの恐さへありて昨年築く所の突堤は今年不用に歸し今年設くる所の水制は明年其効を失ふの弊あきにしもあらざるあり、故に彼の洪水量と平水量との懸隔極めて太甚しき河線に在りて凡そ廣く且つ淺き河身の中央に狭く且つ深き平水路なるものを穿ち河水をして常に兩岸堤防を沿ふて一直線に流下せしむるは是れ河水の横行、蛇行、散流、漫流を正そ所以にして凡そ平水の流路を一定し平水路の水

治水編 第三編 河身改修 (八十三)

治水論 第三編 河身改修

(八十四)

面勾配と水深とを一定し且つ其水勢を一定して以て河身年毎に營遷するの患を防止せんとするときは即ち是非とも平水の爲めに河幅を狹窄し以て明かに洪水路と平水路とを分離せざるべからざるなり、然り面して平水路の堤防は可及的之を簡素にし且つ凡そ水量増嵩する毎に水をして自由に其堤上を超へ自由に游流せしむることとなざるべからぞ、斯の如く平水路の爲めに半面堤防を設くると共に洪水路即ち從來の河身に對して更に河幅の改良を加ふるの必要あり、今す其方法如何といふ_ア 凡そ左の如くならざるべからざるなり

第一 河幅改良を要するの河身に就て水深と水面勾配とを比準として凡そ阻滯なく洪水量を排泄するに足るべき河幅の廣度を算定し其算定せる所に從ふて實地の河幅を劃定すべし
第二 洪水路の河幅既に定まるときは乃ち全河身を通じて最も適當ある堤防を兩岸に築かざるべからず○常願寺川の如く土砂を流すこと極めて多きもの、及び黒部川の如く礫石を流すこと甚だ夥しきものに在りてハ別少特殊の治水策を施さざるべからぞ、非常の暴流を除き一般の暴流に在りては築堤の法、凡そ二種あり、第一、連續堤即ち上流より下流に至るまで綿々相連續するの堤防にして第二、不連續堤若くば霞形堤と稱するものは是より○連續堤を築くべしや將た不連續堤を築くべしやの一問は川毎に川の性質を精査し凡そ洪水量と平水量と其懸隔甚だしきものハ必らず不連續堤を以て一朝の洪水に備へ洪水、平水の懸隔稍々甚しからざるものは連續堤を以て洪水を防ぐも敢て大なる損害を見ざるべし

第三 連續堤を以て或暴流的河線に於ける一朝の出水に當らんとするときは其堤防の充分堅

固まるべきは勿論、河縫の各處に樋口若くは溢水路を設けて方一の暴漲を豫防するの備
なからべからず

第四 不連續堤を築かんとするには在短堤の一端をして成るべく河水の流心に遠へらしめ即ち流心と並行するよりも其の流心に對する成るべく鈍角を作らしむるの工風と以て重疊せる多くの短堤を上流より下流に至るの間に製造すべし、要するに不連續堤の堤頭は素より流心と相並行せんことを要せず、寧ろ重疊せる數多短堤を横りて上下する所の一線をして流心に並行せしむることに注意せざるべからず。斯の如く不連續堤を築くに各短堤の一端をして成るべく流心に遠からしむるの裝置をなすときは洪水一たび至るも其水勢、重堤の中間に瀕臨して大に堤防を決壊するの猛力を失ふのみあらず其堤端遠ければ遠きほど水量、左右ふ散するの自由を得ることも亦大あるければ從て如何なる洪水と雖も大抵其猛力を逞ふすること能はざるあるべし。故に河流の性質に依り不連續堤に於ける各短堤の傾度を異にするべきことはれ亦治水家の最も留意すべき一事なりや。

第十四章 河筋改貳の事

河床の急なる所は之を緩に一其の緩なる所は之を急にし平水の爲めには河幅を狹窄して水流の疏通を便易に一洪水の爲めには充分川床を寛廣にして以て成るべく水勢を和らくるの餘地に存置せん乎則ち平時河質をして順良静穩に歸せしむると共に例令大水至るも水をして漫に暴漲狂溢を逞ふする能ひさらしむへし、然れども凡そ河身を改修するもの必す河床の凹凸に注目し河幅の廣狭に注目するのみならず又大に河筋の曲直を計量せざるべからざるあり

治水論 第三編 河身改修 (八十五)

治水論 第三編 河身改修 (八十六)

夫れ直線的の流路忽ち其方向を一轉して頓に曲折するときは其曲折する所の部分は於て水流の激突極めて甚しきものあるへきや素より論を須たず、然り而して流路曲折の所、或は水面勾配の急なるか爲め、或む河幅の狭隘あるか爲め、特に其水勢猛劇あるか如くんは則ち洪水に際し水流、曲折部を激突すること其の勢殆んど測るへからざるものあるなるへし、斯くの如くの曲折部に在りては凡そ堤防決壊の災厄至る毎に、回一回水勢の方向を悪くし、假令姑息の築堤政策を以て一時を撫繩するも、堤防の防禦力は到底冰の破壊力に抗敵し得へきの望あらざるあり、例へば庄川筋に於ける辨財天前、常願寺川筋に於ける大場前、黒部川筋に於ける福島前の如き、常に水勢の衝に當り動もすれば破堤の危険を免かれざるの部面にして苟も何等かの改貳を加へざる限り、如何程堅牢なる堤防を築くも以て洪水の猛力を反撥し折衝するに足らざるへし顧ふに河水の源を發するや山と山と相迫感し崖と崖と相磨觸するの間を穿ち、漸く流下するに從て河状漸く廣きを加へ、漸く流量を増すに從て流勢亦漸く急速を加へ、奔流激湍遂に平原の間に出来るや河水初めて其游流を逞し茲に水量左右に散し流速消滅して其進行稍々平穏の状に就かんとす、然るに彼の初めて平原に出で初めて游流自在ならんとする所の河水を拘束するに或種の堤防を以てし即ち勤めて河身を狭窄し廻さへ人爲を以て故さらに流路を曲折するか如きの事あらん乎、此れか爲め河線曲折の部面に於て水勢激突の患害を大にする(亦誠に免かるへからざるの數あり、然らば則ち河筋の曲折甚しくして勤もすれば水勢の激突を免かれざるの部面に對して茲も或種の改良を加へ以て其危害を絶たんとするときは其方法果して如何、吾輩の信する所に依れば河筋曲折の部面をして將來漲水の患を免かれしめんとするときは蓋し左の

三策に依らざるへからざるあり

(一) 河筋の曲折せる所を直くして成るべく流水の激突を減少する事

(二) 河筋甚しく曲折せるの部面に於て然るべき池沼を整ち以て水流を堰瀬するの用に供すべき事

(三) 河筋曲折の場所に於て水勢の向ふ所を察し非常豫備川を設けて以て洪水漲溢の患害を豫防する事

第十五章 河線變更の利害

(一) 河筋の急折する所、水流の激衝を受くること猛烈にして如何程堅固ある堤防も以て洪水の猛勢に敵する能はず、故に河岸急折の部分にして年々破堤を免かれざるの経験、明確あるものは徒らに巨額の工費を投して舊堤を修復するの愚に出です、即ち必ず毀れ必ず崩るべきの堤防を修めて空しく民膏を水底に没入するの徒勞を事とせずして寧ろ大に河身を改修し、彼の洪水分路、平水路、を分劃して河幅の廣狭を正定し水深と水面勾配との權衡を量りて河床の傾度を改じると同時に凡そ河筋の曲折せる所は群かに近隣の地勢を測りて以て其曲折を直くするの改修工事をも施すへし

茲に「河身改修」ある四字に就て一言すへきことあり、例へば神通川の流路を改めて鵜飼より四方町に通するの新流路を作らんとするか如だ之を河身改修と言はんよりも寧ろ河線變更と謂はざるへからず、尤も河線變更も其變更の工合宜しだを得るとさは亦是れ河身改修の一法たるに相違あしと雖も若し夫れ線路變更の結果として或そ水流を急劇にし或そ水面勾配と水深との

治水論 第三編 河身改修

(八十七)

治水論 第三編 河身改修

(八十八)

權衡を害する等の事もやあらば河線の變更、必ずしも河身の改修と見做すに足らざるあり、夫れ神通川の河筋は鵜飼の傍より右折して一たひ富山市内に入り既にして富山市内より出づるや更に左折して然る後漸く北に向へり、而して流路市街を出入するの間、曲折稍々急にして動もすれば漲溢の患を免かれることは吾輩夙に之を知れり、然れども此曲折なり、漲溢の患あるか爲め一朝多額の工費を擧げて從來東岩瀬に注きつゝある所の河線を廢し新たに西岩瀬若くは四方に注くへた新河線を開鑿せんとするか如だ吾輩未だ遠かに贊成せる能はざるなり、之を要するに河線變更必ず不可なよす、苟も舊河線を廢して新河線を作り舊利害を棄て、新利害を取らんとするときは其設計企畫の目算的、推測的あるへからずして宜しく算數的、幾何的あるべきことはれ治水家の最も注意すべき所、彼の未だ精密な測量をも爲さず、未だ充分河質をも研究せむ、水害の因りて起るは其の缺點何處に在りて水利の存する所は果して如何ありやも研めずして唯徒らに「斯くすれば多年々の水害を免かるゝに足らん」との推測のみを以て河線大變更の利益と説くもの吾輩其の治河術に迂闊なるを惜まざるへからず、抑も神通川の靜流を以てして近年屢々水害を被るは讀者果して其原因を知る乎、飛驒の山林、之を越中の山林に比して濫伐の弊を免かれたるべきは敢て疑ふへからずと雖も然れども神通川の水源地方に於て現に礦坑を開墾せるものあり、以て山質を惡化して土砂壊崩の患を増すの傾おぞにあらず、然れば昔年曾て清々として毫も汚濁を見ざりし所の神通川も今や一水増す毎に清流忍ち濁流と化する其原因主として水源地方の開墾事業に在りと謂へざるへからず、故に水害地方に於て大に土砂糾止の方法を講し若くは河線初めて山谷を出づるの所に於て大に土砂を抑留するの方方法

を講するあらん乎、則ち神通は是れ越中第一比靜流にして特リ沿川地方を利し毫も沿川地方を害せざるの利益的河線たるに庶幾かるへし、然り、神通の河筋を改良して成るべく其曲折部を直くせん(あ)とは吾輩より其必要を知れり、獨り河線の大變更に至りては吾輩の輕々しく同意する能はざる所なり、何どぞれば神通川の治水術に關しては茲に河線大變更よりも一層必要にして且つ一層安全あるものあればあり、讀者宜しく次章の論する所を視て鄙見の在る所を知るへし

策十六章 池沼と澙水所

(二)神通川、飛彈より來りて猶ほ山谷を間を盤流し、漸く下りて平地に出づるや水流分れて二派となり、更に復た合して一流となる、而して其の分れて復た合するの間、一個の河中嶋を形成く、嶋上今は中神通、上神通の二小村落を見るに至れり、抑も河の平原に出で、流路二派に分るもの昔年一時大洪水に際して川流大に氾濫を逞ふしたるの結果たらすん(あ)あるべからむ既に是れ洪水の結果なり、苟も洪水防禦の備をあさんとするには即ち此の種の島地を以て大に水勢を挫くの要害地となさざるべからむ、彼の島地を耕して田畑を開き更に家を構へ村を作りて以て大に水流の散漫を壅き以て洪水の游流氾濫を妨ぐるが如き是れ特に求めて下流地方に於ける大水浸漲の患害を甚しくするものぞ謂はざるべからず、夫れ然り、河中の島地は唯單に洪水を防ぐの用に供すへし、治水外の或目的を以て此れを使用せんとするは抑も利を見るごとに於ける害を慮ること鈍あるものにあらずして何ぞや、今や神通川の俗川地方をして毎年漲水の患を免かれしめんとするに足は則ち先づ上神通、中神通の嶋地を買収して悉く此れを官直地に寄にして害を慮ること無あるものにあらずして何ぞや、今や神通川の俗川地方をして毎年漲水の患を免かれしめんとするに足は則ち先づ上神通、中神通の嶋地を買収して悉く此れを官直地に

治水論 第三編 河身改修

(八十九)

治水論 第三編 河身改修

(九十)

となし嶋内の住民を論し且つ移轉料を與へて各々他地方に移住せしめ、然る後、島の全部若くは一部を堀鑿して茲に大なる池沼を設け、凡そ上流より来る所の水は必ず一だび池水の含收せる所となり敢て直に下流に向ひ奔下ぼること能はざらすむるの備をもほへし、要するに池沼は河線の心臓肺臓あり、上流増嵩する所の水量を受けて之を廣瀬なる池面の各部に撒布し以て下流の爲めに水位の急増を防ぎ水量の滿漲を禦くの効あるのみならず、凡そ流水に浮掛せる所の固形体、即はち水分中の泥砂の如き蓋し水分池面の各隅に淵蔓するの間に漸く沈澱溜滞して更に下方に向ひ流去するの勢を失ふもの往々然りとある、故に池面大あれは大なるに從て其河水を含收すること益々多かるべきと共に其の下流の爲めに河水を清澄にするの力も亦極めて著しきを見るへし、然り、池沼には上流の爲め受水器となりて幾分か水位の増嵩を弛へ、下流の爲め蓄水器となりて大に水量の滿漲を防ぎ即ち全河線の爲め減水器となり澙水器となり大に水位と水量とを節度するの力あるのみならず、又濾水器となり水分中の固形物を拔除し濁流を清くするの能さへあるあり、吾輩が中神通、上神通の島地を堀鑿して池沼を作るへしと主張するは蓋し斯くすれば以て毎年の水害を防止ほること極めて易々たるへを確信するか故あり

池沼を鑿つは神通川を治むるの最上策あり、若し此策、行はれ難きときへ更に第二策として河線分流の前に於て堰澙を設くるの地を求めるべからず、此場合に在りては凡う最大洪水の量を測定て一の大なる澙水所を河の右岸に設け、河の左岸に一の大なる突堤を築き、茲に奔流急下すへき大水を堰止し此をして澙水所乃内に澙溜せしむるの裝置を作すへし、右の裝置を作

に際して殊に注意すべきは灌水所の注水口、及び突堤の尖頭をして共に河床内平水路の両端に在らしむる事はれなり、既に左岸、突堤の尖頭、平水路に接し右岸、灌水所の注水口も亦平水路に接するときは即ち河水、平水量を超過する毎に剩水必ず灌水所に向て逕流せざるべからず、尤も灌水所の注水口ある平水路の溢水堤は勤めて其築造を精巧に之へく又灌水所の一端、或箇所に於ては特に堅牢なる樋門を設けて適宜、灌水を漏出せしむるの備なかるべからば、然り、河線分流の衝に於て一大池沼を設くるにあらざれば寧ろ水流山谷を出でんとする所に於て一の迴渦即ち灌水所を設くべく此二策は神通川の水を治むるに於て最も適良なる安全策なりと知るべし

第十七章 非常豫備線(常願寺川の治河術)

(三)越中に於て河身の最も改修し難く河水の最も治め難きは常願寺川是れあり、常願寺川の治水術に關しては從來最も多く治水家の脳漿を絞り最も多く治水家の思考を苦しめたりと雖も未だ能く完全ある治河術を策したるものあるを聞かざるあり、或は曰く凡そ破壊したる所の堤防は之を破壊の儘に放任し即ち新堤を築くは際してや鉄堤下方に向ふの點は之を缺損の儘に放棄し唯、上方に向ふの點は堤端より斜に上方を指して開闢するの新堤を設くべし、即ち堤防最も破壊し易きの部分に於て不連續堤を築造するの端を開くべしと、或は曰く現在の堤防を破却して新たに不連續堤を築き以て破堤の患を除くべしと、或は曰く大場前以下の河線を變更して直み神通川に通せる新河線を作り以て河線の曲折を直すべし、又曰く島村以下の河身を改めて洪水路の爲め其河幅を太くすべし、曰く嶋村以下の地に於て新たなる直線的河線を開鑿し河身

治水論 第三編 河身改修

(九十二)

治水論 第三編 河身改修

(九十二)

をして成るべく低地に就かしむべしと、顧みに從來の連續堤を變して新たに不連續堤を築くべし、吾輩其事自身の善事たるを疑はず、然れども常願寺川の暴流に在りては是れ亦徒らに姑息の策たるを信するなり、彼の河幅を廣くし河線を變更し河筋を直くほるの數事を亦各々以て河質を變更し以て水勢を變更するの方便たるに相違あからんと雖も然れども此を以て永く常願寺川暴漲の患を絶たんとするは猶無稽の誹を免かれざるべし、何となれば常願寺川の憂ふる所は其の「多く水を流す」といふの一事に在らずして寧ろ「多く砂を流す」といふの一事に在るあり川、水、を流さばして山を流す、是れ常願寺川に於て最も恐るべ杞の現象ありとす、然れど一朝洪水至るときは河底忽ちにして三四間の土砂を堆積するとあり、從て毎年河床の形を變化し河幅を變化するの傾ることは誠ふ事べからざるの事實たるあり、此暴流、此亂流をして常に一定不動の河質を有せしめんとを希望するは所謂黄河の活まんことを待つものと評せざるべからぞ、既に然り、河質、年毎に變遷し河床、洪水毎に高かまるの傾あり、此時に當りて堤防の防水力は年と共に其力を減し今年十間の堤防を築くも明年河床の高まるに従ふて遂に八間となり、六間となり、四間となり、三間となり、二間となり、年漸く久しうと共に堤頭、河床と高を同ふするに至るの奇談さへなきにあらず、果して然らば例令新河線を開鑿するも、又假令下流の河幅を太むるも、彼の湯川、奥川の水済地方に於て大に土砂の崩壊を扦止せざるの間、新河線は漸く舊河線と其患害を同ふするに至り、一旦廣めたる所の河幅も亦漸く土砂の埋没する所とありて再び狹窄するに至るべきや敢て疑ふべからず、吁嗟姑息の修堤策と無稽の河線變更策とは以て常願寺川の亂流を治さむるに足らず、苟も山を流し岳を流すの妖怪的亂流を治めん

とするときは茲に河質に適應すべし一大治水策を講せざるべからず、吾輩試み吾輩の考ふる所を述べて以て治水家の参考ふ供せん

常願寺川初めて山谷を出づるの地、即ち上瀬を起點とし其より海濱に至るまでの間^ト於て最も低凹にして且つ最も直近なる一線路を求むべし〇右の一線路を以て常願寺川の非常豫備線と名づくへし

常願寺川の本流は通常の河身改修法より從ひ河床の緩急を平均し平水路の河幅を窄定するにのみならず平水路の左右には猶ほ多くの河床を残置し、以て他年更に洪水路を設定するに足るべきの餘地を存すへし

洪水と共に多くの土砂を河身の外に轉向し河身をして土砂の堆積を免かれしめんが爲めふは假りに洪水路を河身外に設けざるへからず、是れ本線を外にて別に非常豫備線を設定するに必要ある所以あり

非常豫備線の本線に接續する所は左岸に空堤を築ひ堰堤を設け河水、平水量を超ゆる毎^ト剩水、非常線に流向するの裝置をあさざるへからず、茲に非常線の河床は充分廣闊にして常願寺川の洪水量を容るゝに足りんとを要するのみならず、左右の兩岸には必ず簡易なる不連續堤即ち築形堤を築かざるへからず、然れども堤に接近するの耕地を制限して凡ろ數百尺以内、水田を廢して桑田とあさしむるの覺悟ひらば、——即ち堤外數百尺の耕地をして方一泥水を被るも以て患とほるに足らざるの形狀を取らしむるならんには築堤寧ろ堅固なるを要せずして大に工費を節省するに足るあるへし

治水論 第三編 河身改修

(九十三)

治水論 第三編 河身改修
(九十四)
而して本線の如きは他年、森林保護の道宜しきに協ひ土砂溢りに崩頽し來らざるの期を待つて、即ち非常豫備線不用に屬するの期を待つて、然る後、徐ろに改修の大方案を畫するも未だ必ず遲しどもざざるなり

第十八章 用水路の事(庄川、黒部川)

河身改修の事に附帶して茲に一言すべきは用水路の事はれあり

抑も用水路は漲水路あり、水害路あり、河質狂暴なる川流の堤岸に於て多くの用水口を開くは是れ殊更に洪水漲溢の穴を設くるに異ならず、何とあれは用水路の川床は必ず本川の川床よりも低かるべきを以て本川の水層忽ち増嵩するときは大水、用水口を衝て横溢し去らんとするや蓋し自然の勢なるければなり、顧ふに用水路の河線に接する所、特に其堤防を堅固にし且つ閘門若くば堰堤を設けて河水の横出を節制するの裝置あらん乎、以て幾分か漲水の害を少くするに足りんと雖も彼の閘門もしく堰堤もしく近傍の堤防、特に堅牢を加へず、水路開放、漲流を縱して其横出するに任せるものゝ如き蓋し危險の甚しきものと謂はざるへからぞ

夫れ農家の養田水を需要するは正さに七八月の交^ト在り、而して河水の暴漲の恐多きも亦正に七八月の交に在り、河水の暴漲期に際し勤めて河水を耕地に引かんとするの裝置をなす、是れ河水屢々用水口より暴漲するの恐れある所以なり、且つや用水口の警むべきは特^トり其漲水口たるか爲めのみに在らすして猶ほ一事^ト留意すべきものあり、即ち河身内の流路として左折右曲、蜿蜒として蛇行せしむるの弊あることはれなり、例へば越中に在りて最も多く養田水を支出するもの庄川に若くへあし、而して庄川の平水路をして曲折多からしむもの主として用水口甚た

多きの一事、此れをして然らしめたるありと知らざるへかよす、假りに庄川の沿岸地方（みよし）毫も河水を引用するの事なかよん乎、則ち庄川の河質頗良を^ス取て今日の比にあらざるへし、然り、河水引用の事たる養田の爲めに極めて必要あるに拘はらず治水の爲めに最も變ふべきの一事と見做さざるへからず、殊に庄川（いわ）如きに在りてそ將來用水路の害多きものを治めて大に其害を少くせんこと亦是れ治水の一要務なりと謂ふへし

吾輩試みに庄川に對して施設すべき一二の要件を左に開陳せん

庄川本線の通常河身改修法ふ從ひ改修すべし

西岸に在りてそ辯財天前、東岸に在りては三谷村領の然るへき地所を攬びて二箇の大ある溜池を作るへし〇右の溜池の洪水に際して河水を堰漬するのに供し農時に際して養田水を流出するの原池たらしむへし

庄川の本線に於てそ悉く用水口を廢絶し、其代りには溜池より直ちに海に通するの大用水路二線を開て以て東西灌漑の幹線とするべし

大用水路即ち用水幹線より各村各用に通するの支線水路は必ず從來用水の慣行ふ從ひ適宜開通せしむへし

溜池と用水幹線と相接する所、及び用水幹線と用水支線と相接する所は必ず閘門を設けて以て水の暴溢を豫防し農時、米田需要の度を量りて徐ろに閘門を開閉し以て適宜に養田水を流逝せるの裝置をなすべし

次に黒部川の治水術に就ては吾輩更に多言を費やすことをなさず唯一二の要點を指摘して以て

治水論 第三編 河身改修

(九十五)

止まんとす

夫れ黒部川の恐るへきは其水質極めて寒冷をると及び其の多く土石を流すとの二點が在り、而して今若し養田の爲めに成るへく水質を和らげ洪水の爲めに成るへく流石の害を少くせんとするときは則ち彼の福島前を初め沿川至る所に池沼若くは灌水所を設けて以て多く洪水を灌漑せしむるに若かず、獨り此れを外にして猶ほ河の本線に施すべき治水策は宜しく通常の河身改修法に依らざるへからざるなり

吾輩は既に神通、常願寺、庄、黒部、の四川に對するの治河術を畧説したり、次に彼は早月、小矢部、片貝等の諸河線に就てそ河線の形狀、流域の摸様を斟酌し以て河床河幅河筋を改修することと敢て難きにあらざるへし吾輩の茲に各川の爲め徒に細説する比勞を執らぞして寧ろ實際の取捨を讀者の研究に一任し去らんと欲するあり

第十九章 治水策の大成

庄川の如き用水口極めて多きものに在りては特に河身の外に用水源池あるものを掘設し且つ大用水線あるものを開鑿し以て大に灌漑の法を改良せんことはれ治水の爲めに必要あるのみあらず、養田の爲めにも亦甚だ必要あるを知るへし、何となれば河流を拘して之を池沼の内に溜蓄するときは池下の水田、需要の度に應して自由自在に引水するの便益あるへければあり、又黒部川の如き水質極めて冷かあるものに在りては沿川至る所に多くの溜池を作り、冷水を以て必定一たび池中に盤旋し然る後漸く外に出でしむるの裝置をあさんとはれ養田の爲めに必要あるのみならず、治水の爲めにも亦甚だ必要あるを知るべし、何とあれは河線曲折の部分に於て

殊更に溜池を鑿ち以て横流水勢を挫くときは假令川流多く土石を流すも河水、池水と相衝撃するの間に土石池底に沈降して遂に其害力を逕ふする能はざるへければあり

庄川及び黒部川の爲めに用水口を治めんとするときは其方法、畧は左の如し、二川を除き、凡う河水を引用すること庄川の如くに多からず、而して水質、黒部川の如くに冷かをうさるの諸河線に關しては用水路を治むる其方法蓋一如何、吾輩は茲に各河線用水口の爲めに注意すべし

一二の要件を指示せん

第一 各河線に於ける各用水口の關係等を精査し凡そ小なる二線を合せて新たに大なる一線となし得べき^(九)のは關係人民の協議を經て之を一線路とすへし

第二 各用水口をして必ず河の平水路に接着せしめ且つ平水路の堤岸及び洪水路の堤岸^(十)於て堅固なる閘門を設け以て河流の濫溢を防制せしむへし

第三 用水口の兩側、本河線の堤岸に在りては左右各十間乃至二十間を限り最も精巧且つ堅牢なる石堤を築造すべし
吾輩と前段草に於て河身改修法を論究し猶ほ本章に於て用水口改良法を指示したり、顧ふに洪水の頻數あること富山縣地の如きに在りてば苟^(ハ)勤めて完全ある治水策を施行するにあらずんは蓋し水害、縣民の災すること年一年よりも甚しきを加ふへく、即ち縣民將さに其生命財産の安固を求むるに地なからんとす、故に今の時に際して縣民の爲めに計りて治水策を講ずるもの宜一く視線を遠大の域に縱ちて以て百年の大計を畫すべく決して目前の利害に拘泥して以て姑息の蠻縛を事とすべからざるあり

治水論 第三編 河身改修

(九十七)

治水論 第三編 可身改修

(九十八)

吾輩は茲に斷言せん、吾輩か既に論究せる所の河身改修法は其の能く首尾貫徹するを待つて大に其効能を見るべく若し夫れ集めて大成せざるの間は一事の缺くる所、他事の効益を滅没するのみならず、一部の改良は徒らに全部の舊態を損するに止まり假令幾度改良を施すとも以て全部の改良を大成するに足らざるの情さへゑきにあらざるあり、之を譬ふるに恰も梅毒を治すか如し、或は姑息の治術を以て僅かに皮膚^(ヒツク)外面に現はるゝ所の一小患部をのみ治むるも猶ほ深く病毒の潛伏する所に就て大よ汚毒を截除し去るか如きの英斷をからん乎、以て區々小患者を治するに足らんも、以て病、膏肓に入るの大患者を治するに足らざるへし、夫れ然り、姑息の治水策は以て越中の諸暴流を治むるに足らず、彼の徒らに脆弱ある土堤を築いて以て治水の術を得たりと信するもろ、吾輩其兒戯に類するの甚^(ハ)きを笑はざるへからざるなり

第二十章 防水並に河流浚渫之事

夫れ河身は流動已まざるの水を通して一刻片時も休止することをきもろあり、即ち壹年三百六十日間、日として流水の動力に感應せざるはあり、然り、一刻片時も休止することなく、日をして流水乃動力に感應せざるはなく、從て之を自然乃成行に放任するときを河質漸く變遷して河床漸く濫雜に歸すへきや敢て疑ふへがらず、例へば庭園の如し、園丁能く注意して園樹の濫に延ひ濫に蔓るも^(ハ)を抑制し或は贅枝を剪り贅葉を去り以て園の風趣を保持するときは則ち老松、古柏も亦能く園丁一剪刀の下に其雅致を左右せらるゝことを誤らざるべしと雖も若一夫れ園丁怠りて數年園樹の濫蔓を制せざるか如きの事あらんには則ち園の風趣園の美觀と既に園丁一剪刀の下に屬せぞして寧ろ園の全景を改造するの手數を要をひなるへし、此れと均しく河

身一たび改修したる後に於て常に河質の順良を保護せんとするには則ち勤めて河水の濁流を防止し勤めて河床の損壊を防止すること恰も園丁の園樹を保護するか如くならざるべからず、若し夫れ河水の流るゝものを放ツて之を自然の成行に任せ而から猶且つ河質の悪く變化する憂ふるか如に豈に是れ河の河たる所以を知らざるものにあらずして何ぞや

試みに思へ、堅城ありと雖も之を守るの兵士あくんば以て敵を防ぐに足らず、堅堤ありと雖も常に此に備ふるの防水夫あくんは堤も亦遂に其用を全ふする能はざるに至るべし、吾輩は茲に各河線の爲め成るべく流勢の變遷を防止するの方便とし且つ洪水の暴漲を防禦するの備として浴川各村落より治水會若くは防水組なるも^(株)を設置するの極めて必要あるを信するなり、而して此を設置するには蓋し左^(社)數項を參酌せざるべからず

第一 沿川の各町村に在りては其川の地方稅經濟に屬せざると否とを問はず町村内土地所有者の負擔を以て治水會なるものを設立し各地主を以て其會員となすへし。○治水會の附屬として各町村内に防水夫若干名を常雇し置くへし。○治水會の備品として^(レ)蛇籠・粗朶・枠・石、木材其他防水用具を洪水期節の前ふ準備し、以て隨時水害を急防するの用に供すべし。○水害急防の用に供すべき諸材料は河岸に接近して最も便利あるべき位地をト定し倉庫を作りて之を藏置すべし

第二 治水會の役員は治水の事のみ通曉せる所の會員若干名を以て此に任じ、而して洪水期節に在りては毎日三回乃至五回、其他の期節に在りては毎日一回ツ、嚴に町村内河身の形狀を巡視せしむべし。○役員巡視の際、河身中の或箇所に於て、水勢又は川床の改部分に於